

令和 5 年 6 月 6 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01792

研究課題名（和文）ロンドンの対政府貸付け 1660 - 1694年

研究課題名（英文）The loans of the City of London to the government 1660-1694

研究代表者

中野 忠（Nakano, Tadashi）

早稲田大学・社会科学総合学院・名誉教授

研究者番号：90090208

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：ロンドンの文書館に残されている資料を用いて、王政復古期から名誉革命直後までの時代に、ロンドン市が貸付（ローン）を通じて王国の財政にどのように関わってきたかを明らかにする。王政復古直後には貸付金は課税の形式を踏襲して徴集されたが、ロンドン市の財務室や王国の財務機構の改善によって貸付の手続きが整備されるにつれて、国家への貸付は安全となり、利子を目的とする投資家の資金運用方法の一つとなった。ただし、王国にとって貸付金（公債）の必要性は、王国財政の状態ばかりでなく、王権とロンドン市民の関係、ロンドン市民間の党派抗争、諸外国との外交上・貿易上の関係などの諸々の要因の変化により大きく左右された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

イギリスにおける国債制度は立憲君主体制を確立した名誉革命の後、先行するオランダの制度や人材を導入しながら確立したとされる。本研究の目的の一つは、実証的観点からこの通説への再考を促すことにある。王政復古期に、財務府の諸機能には改革が試みられ、ロンドン市の財政を扱う財務室は国庫の機能の一部を担うことがあった。こうした状況のもとで、政府の借款は国税を担保として利子の支払いや元本の償還が行われるのが通例化した。政府の借款の必要性は財政状態だけでなく、ロンドン市の財政事情、内外の政治的な要因などにより左右されたが、国債制度を支える慣行は名誉革命以前にすでに実質的に形成されていた。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to clarify the historical significance of the relationship between the finance of the crown and the loan by the chamber of London during the latter half of the 17th century. As the systems and proceedings of the treasury of the crown and the chamber of London were improved and the loans were secured on national taxes during the Restoration period, the payment of interest and repayment of the principal became to be more trustworthy than before and the crown loans were gradually regarded as a safe way of investing money.

The loans by the crown depended on not only the financial state of the Crown but various other factors, such as the financial condition of the chamber of London, the political relation between the crown and the city, the political and religious confrontations among the London citizens, the foreign and trade policy of the government. But the governmental bond system was substantially prepared before the Glorious Revolution.

研究分野：07070

キーワード：ロンドン市財政 国家財政 ローン 王政復古期 名誉革命 イングランド銀行 孤児法 金匠銀行家

## 1. 研究開始当初の背景

報告者は過去 10 年以上にわたって、ロンドンの財政の歴史を調査してきた。その中核となる資料はロンドン財務室（chamber）により作成される city's cash と呼ばれる会計簿である。古い記録は消滅したが、1633 年以降は連続して残され、ロンドン市文書館（LMA）に保管されている（COL/CHD/CT/01）。報告者は残された補助的な資料を利用しながら、財政制度が成立したと推定される 14 世紀までさかのぼって、中世から近世に至るロンドンの財政の歴史を解明する仕事を続けてきた。財政の視点から、ロンドン市という都市自治体がどのように形成され、変化したかを明らかにすることがこの研究の目的であった。現在もこの仕事は継続しており、近年中にその成果をまとめて刊行することを予定している。

この研究の過程で、ロンドン市財務室は単なる一都市の財政だけでなく、一国全体の財政の運営にも関わる重要な役割を果たす時期があったことも明らかになった。王政復古期以後の数十年間がその一つである。復古した王権は財政的に窮乏しており、ロンドン市財務室は貸付などの方法で援助した。また王国の税の集計や支払いの一部を担当することさえあった。

LMA で調査を重ねるなかで、ロンドン財政関連資料のなかに、1660 年以降のローンに関する一連の資料（ローン関連資料）が残されていることを発見した（COL/CHD/LA/02）。これは 100 点以上の帳簿や覚書からなる資料グループで、後の調査で判明したが、かならずしも体系的とはいえない雑多な性格のものである。ただし例外的事例を除いて、これまでほとんど研究資料として利用されたことがなく、ロンドンの財政史を王権や王国財政との関わりで論ずる可能性を示す資料のように思われた。本研究の出発点はここから始まる。

## 2. 研究の目的

目的は大きく二つある。一つは、国王へのローンが王室の財政や政治にどのような意味を持っていたかを明らかにすることである。国王に対するローン（貸付）は、イギリスにおける国債の歴史を論ずる問題に繋がる。通例の説明では、イギリスの国債制度は、議会の優位を認め立憲君主制を確立した名誉革命の後、当時の最先端国オランダからの制度や人材を導入しながら確立されたとされる。この時期は、イングランド銀行の成立（1694）に代表されるイギリスの金融革命、あるいはそれを基盤とした「財政・軍事国家」の展開の出発点とも見られている。しかしこのようなシナリオは実証的にみてどの程度、妥当性をもっているだろうか。王政復古期から名誉革命以後の数年まで残されているこの資料は、これを検証する有望な根拠を提供するものと思われる。

もう一つは、ロンドンの財政史との関連で、この時代のロンドン市と王権との関係を明らかにすることである。ロンドン市とその財政は、この時代を通じてどのように変化したのか、それら変化をもたらした要因は何であったかを考察することによって、ロンドン財政史をより複合的・立体的視点から理解することができるようになるはずである。共和政時代を経たロンドン市とその財政は、疫病の流行、大火、英蘭戦争、王位継承危機など様々な困難に見舞われた。財政の規模は膨らんだが、その最大の要因は財務室に預けられる孤児の財産を中心とした預託金だったが、1680 年代にはその利子や元本の支払い・償還ができなくなるデフォルト状態に陥った。その解決策を決定したのは、イングランド銀行が設立されたのと同じ年に制定された「孤児法」であった。ロンドン市の財政的破綻とロンドン市のローンの関係は、ロンドン財政史でも解き明かさねばならない問題の一つである。

### 3. 研究の方法

研究は以下の方法と手続きを通じて遂行された。

#### ① 資料の調査、撮影。

資料の一部は見る事ができていたが、研究を遂行するためには 100 点を超えるローン関連資料につき、そのすべてを閲覧し、必要な部分を写真に収録せねばならなかった。またパンフレット類など刊行物も含め、関連した資料をコピーしたり撮影したりすることが必要だった。LMA の資料室で行われるこの作業は渡英した数週間をつかって 3 年以上にわたって行われたが、見落としや撮影の失敗などの修正のため予想以上の時間と労力を要した。

#### ② 資料の解読、転写

ローン関連資料を初め、本研究で利用する資料の大部分は未刊行のマニュスクリプトである。そのうち必要と思われるものはすべて Excel（一部は Words）に転写した。しかしこれらの間にはかならずしも一義的な関連性がない。「ローン関連資料」の欠陥は、全体が明確な意図のもとに体系的に集められた資料ではなく、それぞれがバラバラであることである。

#### ③ データベースの作成

「資料」からは二つのタイプのデータベースを作成した。一つは、ローン提供者のリストである。理想的にはすべての資料のリストを作成することだが、資料に欠陥のあるものもあり、情報量の多いいくつかを選らんで、リストを作成した。例えば、COL/CHD/LA/02/034 は 1689 年 1 月 10 日から 3 月 14 日までに貸付を申し入れた 1321 人の名前、地位・身分、居住する区、または住所、貸付金額が記載されている。その額は 185,675 ポンドに達する。これらのリストを重ね合わせるにより、ローンの提供者の特性を明らかにすることができる。

もう一つは「ローン・データベース」の作成である。「資料」には財務府への納入、財務府からの利子や元本の支払いの記録も残されているものがある。それらを組み合わせたデータベースを作成した。先のリストに加えて、担保となる税金、利子率、利子の支払いと元本の償還が行われた年月日を組み入れたデータである。不完全なものであるが、このデータはローンの運用実態を解明する有力な根拠となる。

#### ④ 研究史の整理

本研究の遂行には他分野にわたる幅広い多くの関連研究を参照することが必要だった。主なものを挙げれば、国家財政史に関する P. G. M. Dickson, *The Financial Revolution in England : A Study In The Development of Public Credit, 1688-1756* (London : Macmillan, 1967)、財務府に関する H. Roseveare, *The Treasury: The Evolution of a British Institution* (London : Allen Lane, 1969)、銀行業に関する R. D. Richard, *The Early History of Banking in England* (London, 1929)、利子に関する E. Kerridge, *Trade and Banking in Early Modern England* (Manchester, 1988) などである。その他に大陸の同様の問題についても文献調査を行った。

### 4. 研究成果

① 国家財政の改革。本研究のテーマの背景要因として注目したのは、国家財政の在り方の変化である。内戦期の 1640 年代、共和政期の 50 年代、国家財政は消費税の導入、政府経常歳入の確定と下院による統制などの改革が行われた。厳しい財政状態に直面したお王政復古後の王室はこの方針を継承した。さらに財政の悪化や対オランダ戦争の費用捻出などのため、G. ダウニング卿のもとで改革が進められ、財務府、とりわけ大蔵省の権限の自立などの諸改革がみられた。

② 借入への依存。財政の赤字を埋め合わせるため、王室財政は借入（ローン）に依存せざるをえなかった。王室のロンドン市からの借入は中世から行われていたが、その規模は極めて小さく、16世紀の後半でも50年間で18.4万ポンド、17世紀前半には99.2万ポンド程度だった。だが王政復古期にはそれが1650-93年には総額315万ポンドに急増した。王室の最大の貸し手は金匠銀行家だったが、ロンドン市も王権にとって不可欠の貸主の一つであり、市財政を司る収入役は、時には課税の収入管理など王室財政の運営にも関わりをもつ役人となった。

③ ローンと改革の成果。国家財政の改革に連動して、ロンドン市財務室でもローンを扱う手続きに改良が見られ、ローンの返済や利子の支払いは全体として確実に遂行されるようになった。「ローン・データベース」により貸付金納付、利子支払い、元本償還のプロセスを辿ることによってこれを立証することができる。

④ 徴収方式の変化。こうした確実性の増大はローンの徴集方法の変化を促した。王政復古期の初期には各区の担当者が担当する課税の方式に準じて徴集されたが、やがて任意方式に変わっていった。ローンの提供者（貸し手）には利子を目的とした投資と見られるようになったのである。

⑤ 提供者の広がり。それとともに提供者の幅も広がった。最終的データ整理がまだ終わっていないので標本数は少ないが、例として1675年のローンの提供者をあげておこう。そのなかには本人ではなく、その代理人や仲介者も含まれていた。

市への債権者 1675年 (N=265)

職業/身分	人数(件数)		額(£)	
	数	%	£	%
ジェントリ・エスクワイア *	72	27.2	46075	42.5
ヨーマン	3	1.1	1250	1.2
貿易商	6	2.3	2200	2
商人	23	8.7	9840	9.1
専門職	6	2.3	2750	2.5
小売人・手工業者	18	6.8	6440	5.9
役人	3	1.1	700	0.6
寡婦	61	23	15435	14.2
独身女性	44	16.6	9835	9.1
不明 記述なし	29	10.9	13927	12.8
合計	265	100	108452	100

ローンの額にも大きな幅があった。

1690/91年ローン、拠金額分布(件別)

1690/91年	件数		額	
£	No	%	£	%
100以下	223	12	11,125	2.8
100~499	1,396	75.2	230,750	58.2
500~999	149	8	83,012	20.9
1000~1999	54	2.9	57,580	14.5
2000~	6	0.3	15,000	3.8

不明	28	1.5	217	0.1
	1,856	100	396,767	100

要するに、様々な地位や職業の人々が、それぞれの経済力と必要性に応じて、あるいは資産運用の一つの方法として、貸付金を提供するようになっていたのである。

⑥ 王室ローン成立の諸条件。しかし現実のローンの成立は王国財政の状態、ロンドン市の財政や経済の事情、政治的背景など、様々な条件により左右された。ロンドン市のローンは1678年から名誉革命直後の1689年まで停止する。その要因の一つに、ロンドン市財政の悪化があった。ロンドン市は財務室が預かる孤児預託金や市借入金の利子や元本の支払いができなくなり、事実上のデフォルトに陥った。その反面、1680年代後半には関税収入の増大などにより財政収入が増加し、王室の借入の必要性は低下した。

⑦ 政治的背景。王位継承危機とそれを契機とするウィッグ・トーリの党派抗争など、ロンドン市と王権との政治的関係の変化も大きな要因となった。ロンドン市収入役を勤めてきたトマス・プレイヤーはウィッグのリーダーの一人として王権との対立を強めた。その後のトーリ反動と呼ばれる時代に、ロンドン市は権限開示令状により特権を奪われ、議会の開催も停止された。こうした政治的混乱は、王権とロンドン市の財政的連携にも大きな障害となった。

⑧ 名誉革命とその後。名誉革命はこの政治的状況を一変させた。議会は再開され、ロンドンの特権も回復した。だが国際的緊張関係のなかで生まれた新しい王権もまた、内外の状況に対応するための財政的な支援を必要とした。それはやがて金融革命による諸改革によって解決の道が探られることになる。1694年にはイングランド銀行が設立され、同じ年には「孤児法」も成立してロンドン市の財政問題も解決の方針が固まる。しかし金融革命が成果をあげるまでは、ロンドン市は国王の財政的要求に対し対応しうる有力なエージェントの一つであり続けた。それが可能だったのは、内戦期以降、政府側とロンドン市側の双方で積み重ねられてきた財政慣行の改良と経験だった。

本研究が注目し強調したのは、名誉革命以後の革新性よりもむしろ、この連続性、金融革命に向かうイギリスの独自の歩みである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 中野 忠	4. 巻 39
2. 論文標題 ヨーロッパ中・近世都市の市民と市民権—二つの近著から	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較都市史研究	6. 最初と最後の頁 34 43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野 忠	4. 巻 26
2. 論文標題 近世ロンドンの財政問題と都市統治	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ソシオサイエンス	6. 最初と最後の頁 95 125
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------